

# 平成 27 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	28	府 省 庁 名	国土交通省										
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他（自動車取得税）</span>												
要望 項目名	バリアフリー車両に係る課税標準の特例措置の延長												
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 自動車取得税 取得価額の 2%（営業用自動車）</p> <p>・ 特例措置の内容 バリアフリー対応バス・タクシー車両に係る課税標準の特例措置を継続する。</p> <p>（自動車取得税）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">○ノンステップバス</td> <td style="width: 50%;">取得価額から 1,000 万円控除</td> </tr> <tr> <td>○リフト付きバス</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">乗車定員 30 人以上</td> <td>取得価額から 650 万円控除</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">乗車定員 30 人未満</td> <td>取得価額から 200 万円控除</td> </tr> <tr> <td>○ユニバーサルデザイン（UD）タクシー</td> <td>取得価額から 100 万円控除</td> </tr> </table>			○ノンステップバス	取得価額から 1,000 万円控除	○リフト付きバス		乗車定員 30 人以上	取得価額から 650 万円控除	乗車定員 30 人未満	取得価額から 200 万円控除	○ユニバーサルデザイン（UD）タクシー	取得価額から 100 万円控除
○ノンステップバス	取得価額から 1,000 万円控除												
○リフト付きバス													
乗車定員 30 人以上	取得価額から 650 万円控除												
乗車定員 30 人未満	取得価額から 200 万円控除												
○ユニバーサルデザイン（UD）タクシー	取得価額から 100 万円控除												
関係条文	<span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">[</span> 地方税法 附則第 12 条の 2 の 5 第 4 項、第 5 項、第 6 項及び第 8 項 地方税法施行規則 附則第 4 条の 6 第 1 項から第 6 項まで												
減収 見込額	[初年度]	－ (▲335)	[平年度]	－ (▲335)									
	[改正増減収額]	－		(単位：百万円)									
要望理由	<p>(1) 政策目的 高齢者、障害者を含むすべての人々が安心して生活することができるよう、一体的・総合的なバリアフリー化等を推進する必要がある。 総合的なバリアフリー化の状況については、旅客施設、建築物等の整備に対する補助等の支援、市町村が作成する基本構想の作成促進等により、目標達成に向けて着実に進んでいる。一方、構造等の制約により整備が困難な施設の顕在化、地方部への展開に対する要請などの課題もあり、バリアフリー施策は道半ばの状況にある。このため、平成 22 年度末にバリアフリー法に基づく基本方針を改正し、より高い水準の目標設定等を行ったところであり、当該目標の達成を目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を引き続き推進しているところである。 このような状況の下、バス・タクシー事業については、地域住民の日常生活に不可欠な足としてサービスの維持・改善を図るとともに、人々の社会参加の機会の確保や環境にやさしい交通体系の構築を図っていく必要があり、地域における社会的使命の重要性が益々拡大しているところである。 本要望は、一定のバリアフリー車両に係る特例措置を延長することにより、ノンステップバス・リフト付きバスや福祉タクシー（UDタクシーに限る）の普及促進を図り、高齢者や障害者等の利便性・安全性を向上させるものである。</p> <p>(2) 施策の必要性 ノンステップバスについては、中古車市場が未成熟であり、かつ新車にあってはワンステップバスと比べて高価であること、座席数が少なく長距離路線が多い地域において敬遠されていることなどの課題があり、また、リフト付きバスについては、通常の車両と比べて高価であること、トランクルームのスペースが 3 分の 2 程度に制限されてしまうことなどの課題が明らかになっている。 このように、バリアフリー車両は公共交通事業者にとって導入費用がかさむ一方、直接的な需要増に結び付かない投資であるため、特例措置を延長することにより、バス・タクシーのバリアフリー化を一層推進する必要がある。 また、2020 年（平成 32 年）の東京オリンピック・パラリンピックの円滑な実施を目指し、首都圏を中心として、交通機関等の先進的なバリアフリー化を実現させるため、目標達成に向けて普及促進を加速させていく必要がある。</p>												

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標3 総合的なバリアフリー化を推進する 業績目標13 バリアフリー化された車両等の割合
	政策の達成目標	(平成32年度末までの目標) ・ノンステップバス 約70% ・リフト付きバス 約25% ・福祉タクシー(UD含む) 約28,000台
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間(又は、自動車取得税の廃止時期まで) 平成27年4月1日～平成30年3月31日
	同上の期間中の達成目標	(平成29年度末までの目標) ・ノンステップバス 約59% ・リフト付きバス 約17% ・福祉タクシー(UD含む) 約23,000台
	政策目標の達成状況	(平成24年度末の達成状況) ・ノンステップバス 約41.0% ・リフト付きバス 約3.6% ・福祉タクシー(UD含む) 約13,856台
有効性	要望の措置の適用見込み	(平成27年度の適用見込み) ・ノンステップバス 約1,500台 ・リフト付きバス 約50台 ・UDタクシー 約1,500台
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	バス・タクシーのバリアフリー化については、施設等の整備・導入時に多額の費用がかかる場所であるが、特例措置を延長することにより、導入に対するインセンティブになることが見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	自動車重量税 免税(初回(新車新規検査時)のみ)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	地域公共交通確保維持改善事業: 363億円の内数(平成27年度)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	高額なバリアフリー車両の普及を促進するため、補助金の他に本特例措置により自動車取得者の負担軽減を図る。
	要望の措置の妥当性	公共交通機関のバリアフリー化については、施設等の整備・導入時に多大な費用がかかるため、これらの整備を促進するためには、設備等の導入に対するインセンティブを与えることが必要であり、本特例措置も含めた総合的な施策を講じることが相当である。

税負担軽減措置等の適用実績	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 25%; text-align: center;">平成 25 年度</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">平成 24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ノンステップバス</td> <td style="text-align: center;">1,063 台</td> <td style="text-align: center;">784 台</td> </tr> <tr> <td>・リフト付きバス</td> <td style="text-align: center;">3 台</td> <td style="text-align: center;">8 台</td> </tr> <tr> <td>・UDタクシー</td> <td style="text-align: center;">168 台</td> <td style="text-align: center;">267 台</td> </tr> </tbody> </table>		平成 25 年度	平成 24 年度	・ノンステップバス	1,063 台	784 台	・リフト付きバス	3 台	8 台	・UDタクシー	168 台	267 台
	平成 25 年度	平成 24 年度											
・ノンステップバス	1,063 台	784 台											
・リフト付きバス	3 台	8 台											
・UDタクシー	168 台	267 台											
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	課税標準（自動車の取得価額） 平成 24 年度 5,249,120 千円												
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置は、事業者に高額なバリアフリー車両導入に対するハードルを引き下げ、導入のインセンティブとして有効である。												
前回要望時の達成目標	—												
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—												
これまでの要望経緯	平成 24 年度 創設												